

第 1 表 歳入歳出予算補正				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		3,299,000 △	91,000	3,208,000
	1 証紙収入	3,299,000 △	91,000	3,208,000
2 繰越金		201,000 △	9,000	192,000
	1 繰越金	201,000 △	9,000	192,000
歳入	合 計	3,500,000 △	100,000	3,400,000

平成13年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成13年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,400,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1 諸支出金		3,500,000 △	100,000	3,400,000
	1 繰出金	3,500,000 △	100,000	3,400,000
歳 出 合 計		3,500,000 △	100,000	3,400,000

平成13年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成13年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,339千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 81,919	千円 614	千円 82,533
	1 基金繰入金		614	614
歳 入 合 計		286,725	614	287,339

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸支出金		千円	千円 614	千円 614
	1 繰出金		614	614
歳 出 合 計		286,725	614	287,339

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入	項 目	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		625,884 △	569	625,315
	1 使用料	625,884 △	569	625,315
2 繰入金		2,434,550 △	15,723	2,418,827
	1 一般会計繰入金	2,434,550 △	15,723	2,418,827
3 県債		435,000 △	13,000	422,000
	1 県債	435,000 △	13,000	422,000
歳 入 合 計		3,768,504 △	29,292	3,739,212

平成13年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）  
 平成13年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）  
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29,292千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,739,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）  
 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）  
 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）  
 第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。